

4. 歯科診療報酬請求書（歯科・入院外）の記載要領

（平成 18 年 4 月）

1 「平成 年 月分」欄について

診療年月を記載すること。したがって、診療年月の異なる診療報酬明細書（以下「明細書」という。）がある場合には、それぞれの診療年月分について診療報酬請求書を作成すること。

なお、診療年月の異なる明細書であっても、返戻分の再請求等やむを得ぬ理由による請求遅れ分については、この限りではないこと。

2 「医療機関コード」欄について

それぞれの医療機関について定められた医療機関コード 7 桁を記載すること（別添 2「設定要領」の第 4 を参照）。

3 「別記 殿」欄について

保険者名、市町村名及び公費負担者名を下記例のとおり備考欄に記載することを原則とするが、省略しても差し支えないこと。

（例）別記 社会保険庁長官
 千代田区長
 東京都知事

4 「平成 年 月 日」欄について

診療報酬請求書を提出する年月日を記載すること。

5 「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名、㊟」欄について

（1）保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名については、保険医療機関指定申請の際等、地方社会保険事務局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合には、保険医療機関の管理者の氏名であっても差し支えないこと。

（2）㊟については、当該様式に、予め保険医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名とともに印形を一括印刷している場合には、捺印として取扱うものであること。また、保険医療機関自体で診療報酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺印の労を省くため、保険医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名及び印のゴム印を製作の上、これを押捺することは差し支えないこと。

6 「医療保険」欄について

（1）医療保険と公費負担医療の併用の者に係る明細書のうち医療保険に係る分及び医療保険単独の者に係る明細書について記載することとし、医療保険単独の者に係る分については医療保険制度ごとに記載すること。

なお、「区分」欄の法別番号及び制度の略称は、別添 3「法別番号及び制度の略称表」に示すとおりであること。

（2）「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「合計」欄の点数の合計を記載すること。

また、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の「保険」の項に係る「一部負担金額」の項の一部負担金額の合計を記載すること。

ただし、「一部負担金」欄は、船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料に係るものに限り記載すれば足りるものとする。

なお、「医保単独（七〇以上九割）」欄、「医保単独（七〇以上八割）」欄、「医保単独（本人）」欄、「医保単独（家族）」欄及び「医保単独（三歳）」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すること。

（3）「①合計」欄には、「医保（70 以上 9 割）と公費の併用」欄と「医保単独七〇以上九割」欄の「小計」欄と、「医保（70 以上 8 割）と公費の併用」欄と「医保単独（七〇以上八割）」欄の「小計」欄と、「医保本人と公費の併用」欄と「医保単独（本人）」欄の「小計」欄と、「医保家族と公費の併用」欄と「医保単独（家族）」欄の「小計」欄と、「医保（3 歳）と公費の併用」欄と「医保単独（三歳）」欄の「小計」欄とを合計して記載す

ること。

- (4) 医事会計システムの電算化が行われていない保険医療機関等にあつては、「医保単独（七〇以上九割）」欄と、「医保単独（七〇以上八割）」欄とに記載すべき各項の数字を合算し、その合計を「医保単独（七〇以上九割）」欄に記載することをもって請求することができること。この場合には、当該合算を実施した上で各項を記載していることがわかるように「備考」欄に合算している旨を記載すること。

7 「老人保健」欄について

- (1) 老人医療と公費負担医療の併用の者に係る明細書のうち老人医療に係る分及び老人医療単独の者に係る明細書について記載すること。
- (2) 「件数」欄、「診療実日数」欄、「点数」欄及び「一部負担金（控除額）」欄については、6の(2)と同様であること。この場合、6の(2)中「医療保険」とあるのは「老人医療」と、「船員保険の被保険者に係る通勤災害時の初診料」とあるのは「老人保健法第28条第3項の規定に基づく一部負担金の減額」と読み替えるものであること。

なお、「老人九割」欄の「小計」欄及び「老人八割」欄の「小計」欄にはそれぞれの合計を記載すること。

- (3) 「②合計」欄には、「老人九割」欄の小計と、「老人八割」欄の小計とを合計して記載すること。
- (4) 医事会計システムの電算化が行われていない保険医療機関等にあつては、「老人九割」欄と、「老人八割」欄とに記載すべき各項の数字を合算し、その合計を「老人九割」欄に記載することをもって請求することができること。この場合には、合計を記載していることがわかるように「備考」欄に合算している旨を記載すること。

8 「公費負担」欄の「公費と医保（老人）の併用」欄について

- (1) 医療保険又は老人医療と公費負担医療の併用の者に係る明細書のうち、公費負担医療に係る分を公費負担医療制度ごとに記載することとし、「区分」欄に不動文字が記載されていない公費負担医療がある場合には区分の空欄に法別番号を記載し、当該制度の公費負担医療に係る分を記載すること。

なお、「区分」欄の法別番号及び制度の略称は、別添3「法別番号及び制度の略称表」に示すとおりであること。

- (2) 「件数」欄には、公費負担医療制度ごとに明細書の件数を合計して、それぞれの制度の該当欄に記載すること。したがって、医療保険と2種の公費負担医療（例えば、結核予防法と児童福祉法）の併用の場合は、1枚の明細書であっても公費負担医療に係る件数は2件となること。
- (3) 「点数」欄には、明細書の「公費分点数」欄に記載した点数（2種の公費負担医療がある場合は、同欄に括弧書きで記載した点数を含む。）を、公費負担医療制度ごとに合計して、それぞれの制度の該当欄に記載すること。ただし、公費分点数の記載を省略した明細書については、「合計」欄の点数が当該公費負担医療の点数と同じであるので、これを加えて合計すること。
- (4) 「一部負担金（控除額）」欄には公費負担医療制度ごとに明細書の「患者負担額（公費分）」欄の金額（医療券等に記入されている公費負担医療に係る患者の負担額）を合計して、それぞれの制度の該当欄に記載すること。
- (5) 「区分」欄の「③計」欄には、「公費と医保（老人）の併用」欄の件数を合計して記載すること。

9 「公費負担」欄の「公費単独」欄について

- (1) 公費負担医療単独の者に係る明細書分を公費負担医療制度ごとに記載することとし、生活保護法以外の公費負担医療がある場合には区分の空欄に法別番号を記載し、当該制度の公費負担医療に係る分を記載すること。

なお、公費負担医療に係る法別番号及び制度の略称は別添3「法別番号及び制度の略称表」に示すとおりであること。

- (2) 「件数」欄には、公費負担医療制度ごとに明細書の件数を合計して、それぞれの制度の該当欄に記載すること。
- (3) 「点数」欄には、明細書の「公費分点数」欄に記載した点数を、公費負担医療制度ごとに合計し、それぞれの制度の該当欄に記載すること。
- (4) 「一部負担金（控除額）」欄には公費負担医療制度ごとに明細書の「患者負担額（公費分）」欄の金額（医療券

等に記入されている公費負担医療に係る患者の負担額)を合計して、それぞれの制度の該当欄に記載すること。
(5)「区分」欄の「④計」欄には、「公費単独」欄の件数を合計して記載すること。

- 10 公費負担医療のみで2種の公費負担医療の併用が行われた場合には、当該併用の者に係る分については、「備考」欄に公費負担医療制度ごとに、制度の法別番号を記載し、各々について、件数、点数及び控除額を合計して記載すること。

11 「総件数①+②+③+④」欄について

「①合計」、「②合計」、「③計」及び「④計」欄の請求件数を合計した件数を記載すること。

なお、公費負担医療と公費負担医療の併用の者がある場合には「備考」欄に記載した件数をも合計すること。

12 「明細書枚数①+②+④」欄について

「①合計」、「②合計」及び「④計」欄の請求件数を合計した明細書の枚数を記載すること。

なお、公費負担医療と公費負担医療の併用の者がある場合には当該明細書の枚数をも合計すること。

13 「備考」欄について

老人被爆、老人保健と生活保護法の併用、老人保健と障害者自立支援法の併用又は老人保健と特定疾患治療研究事業の併用分については、次の要領で件数、日数等を記載すること。

区 分	件 数	日 数	一部負担金	控除額
43 (老人被爆)				
12 (生保)				
15 (更生)				
51 (特疾)				